

【昭島市】

■実施日時：令和6年11月27日 10:00～12:00

■参加部署：福祉総務課(事務局)

生活困窮者自立支援機関くらししごとサポートセンター
昭島市社会福祉協議会
介護福祉課地域包括ケア推進係
指導課特別支援係
北部地域包括支援センター
南部地域包括支援センター
西部地域包括支援センター

■実施内容：取組状況の共有・情報交換

○ひきこもり支援の中心部門

- ・窓口は福祉総務課
- ・昭島市くらししごとサポートセンターと協力し実施

○昭島市の動き

- ・社会福祉協議会、介護福祉課、地域包括支援センター、民生・児童委員協議会、立川のハローワークなど、市内25の関係部署・機関とネットワークとしてプラットホームあきしまを設置している。
⇒年2回、生活困窮者支援調整会議定例会を開催し、ひきこもり支援の現状を周知、施策や事例の検討、グループワークなどを実施している。
- ・令和3年度に実施したひきこもり実態調査（市民生活実態調査）結果を反映し、令和7年度から女性のひきこもり支援としてTOKYO広域連携事業に参加し、ひきこもりUX女子会を開催予定。また自治体間研修も実施予定。

○家族会との連携状況について

- ・「ここから」と連携している。
⇒社会福祉協議会のふれあいほっとサロンに団体登録し、支援を受けている。昭島市内に活動拠点がある。
⇒チラシを福祉総務課の窓口付近の情報コーナーに配架、市のHPに活動のお知らせを掲載。
⇒「ここから」は民生委員が参加しているため、頻回に顔を合わせることがある。

⇒参加者は市外の方が多い。

⇒連携としては、窓口に来た相談者に案内をすることがある。

○当事者会との連携状況について

- ・「りゅうす」と連携している。

⇒社会福祉協議会のふれあいほっとサロンに団体登録し、支援を受けている。昭島市内に活動拠点がある。

⇒チラシを福祉総務課の窓口付近の情報コーナーに配架、市のHPに活動のお知らせを掲載。

○民間支援団体との連携状況について

- ・「ぱする」というカウンセリングを中心としたひきこもり支援を行っている団体がある。

カウンセリングは有料。

⇒3年前から昭島市にチラシの配布や活動報告を開始。

⇒個別支援をしているという強みがある。

⇒現状、昭島市内の利用者はいないが、幅広い支援の周知として協力している。

○民生委員・児童委員との連携

- ・民生委員・児童委員から1名選出し、プラットホームの一員として活動している。
- ・「ひきこもりの相談を受けた時にどういう関わりをするか」というテーマで、勉強会を民生委員独自で開催。講師の紹介という形で福祉総務課では後方支援を行った。
- ・生活困窮者支援調整会議の委員として1名選出をしていただいている。
- ・民生委員・児童委員の総会の時にひきこもり支援の現状について活動内容を紹介し情報提供を行っている。

○学校との連携状況について

- ・SSWは不登校の形から入ることがほとんどであり、学校とは情報共有しながら訪問で関わることが多い。
- ・ヤングケアラーの子ども達からのSOSへの対応というところでは、春・夏・冬休みと3シーズンにハンカチ型のリーフレットを持参し、個別配布。SOSの出し方などの啓発を行っている。また、ヤングケアラーの子どもに対する支援の研修を受けた経験を活かして、羽島高校にてヤングケアラーの子どもがSOSを発信できるように劇の形で啓発を行なった。
- ・指導課や教育総合相談室にも保健師がいるため、そのつながりで心理の先生にも周知し、連携している。
- ・特別支援教育係の職員やSSWは生活困窮者支援調整機関（プラットホームあきしま）と

して会議に参加している。

- ・ヤングケアラーの啓発（SOS の出し方教育）は市内小学生 6 学年を対象に実施。

○重層的支援体制整備事業・地域福祉計画について

- ・内部の委員会の立ち上げについてまだ実施に至っていない。
- ・予算、マンパワー、実施体制を含め実施方法について検討中。
- ・地域福祉計画の基本目標として、ひとり一人の課題を解決できる仕組みづくり、ひきこもり状態にある方への支援を掲げている。

○生活困窮者自立相談支援機関での対応について

- ・対象者へのアウトリーチ支援、寄り添い型の継続相談、就労準備支援事業・認定就労訓練事業を活用した支援、家計改善支援事業によるキャッシュフローを使ったライフプランの作成を行っている。
- ・本当に困った時に目にとまるような状況を整えるため、チラシや電話番号を記した手紙を置き、ご家族やご本人に情報を持ってもらう関わりをしている。
- ・ご家族やご本人と連携をする上で、守秘義務を徹底する意識を強固している。

○保健所・保健センターでの対応について

- ・アウトリーチについては、福祉総務課等からの紹介で必要に応じて地区担当保健師による支援介入を行っている。
- ・医療に繋がっていない場合は困りごとに沿って、地域保健係の保健師が家庭訪問をし、本人と関係づくりをしながら医療へ繋ぐことを丁寧に行っている。
- ・保健師事務連絡会や事例検討会を通して組織横断的なかかわりがある。
- ・保健師事務連絡会があり、年 4 回程度、保健所と庁内の保健師全員で連絡会や勉強会を行っている。
- ・事例検討会では各部署の事例を持ちより、年 9 回程度行っている。
- ・様々な機関に保健師が配置されており、保健師同士での情報共有など連携は取りやすい状況。保健所・保健センターというより保健師間での連携が密である。

○児童青少年部門・児童福祉部門での対応について

- ・教育総合相談支援室があり、相談員が配置されている。そこで 18 歳までの支援を担当。⇒指導課の特別支援教育係と子ども家庭支援センター担当の児童発達支援係が共に相談業務を行っている事業。
- ・18 歳以降の対応は、状況によって引継ぎ先は異なるが、ひきこもり相談窓口へ引き継ぐ対応を個別にしている。

○地域包括支援センターでの対応について

- ・(西部)モニタリングの頻度、3~6 カ月に一度の割合でひきこもりの実態を把握することはある。福祉総務課を紹介、または福祉総務課から高齢者の相談ケースを紹介されることもある。
- ・(北部)年に 1 件程度ひきこもりの実態を把握することがある。相談の希望がある場合、相談先を紹介する。くらしとしごとサポートセンター、健康課と連携を行った事例もある。
- ・(南部)年に 2~3 件程度ひきこもりの実態を把握することがある。くらしとしごとサポートセンター、福祉総務課を紹介したことはある。地域ケア会議にて、ひきこもりケースの事例提供があったケアマネージャーに情報提供することもあった。
- ・(中部)ひきこもりの聞き取りがあった場合は他機関に確認を取る。
- ・(東部)年間を通して数件把握する程度。ケアマネからの共有もある。くらしとしごとサポートセンター、介護者の会を開催している社会福祉協議会を紹介した事例がある。
- ・ケアマネ部会で勉強会を実施後、ケアマネからひきこもり家族を紹介され、相談のつながった事例があった。
- ・プラットホームあきしまの場で相談窓口の周知や事例紹介を行うなど共有する場を設けている。

○社会福祉協議会での対応について

- ・プラットホームあきしまで連携を取っている。
- ・社会福祉協議会ではご家族・当事者の方が立ち上げたサロンがあり、サロンの運営支援、相談者へご紹介、他機関に情報提供を行っている。
- ・社会福祉協議会に直接のひきこもり相談はないので、情報提供、連携が主である。

○ひきこもりサポートネットからの情報提供・事例紹介・提案等

- ・重層的支援体制整備事業について
⇒外部機関に意見を求めるという選択肢も一案として、他自治体の取り組みを紹介。
- ・プラットホームあきしまについて
⇒家族会や当事者会との繋がりが福祉総務課にはあるので、毎回ではなくとも家族会や当事者会にもプラットホームに参加していただくことも提案。当事者の意見を積極的に取り入れている他自治体の事例を紹介。
- ・ご家族やご本人への紹介先として、サポートネットのピアオンライン相談を利用していくことも一案としてお伝えした。
- ・ひきこもりへの理解については、府内での情報共有が十分ではない可能性があるので、情報共有の回数を増やすこともご提案。
- ・地域庁舎ごとにひきこもり窓口の職員と保健師が出向いて相談会を開催したり、各地域福祉課に他機関連携調整担当が配置され、担当の振り分けや整理を行なったりしている他

自治体取り組みを紹介。

- ・サポートネットの多職種専門チームの説明。今後の活用も検討していただく。